

青森県報

号外第三十七号

平成三十年
三月三十一日
(土曜日)

目 次

条 例

○青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税 務 課) ……一

○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同) ……五

規 則

○青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) ……五

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十六号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の次に次の一条を加える。

(法人税割に係る控除対象所得税額等相当額等の控除)

第五十二条の二 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人(次項及び次条において「内国法人」という。)が各事業年度又は各連結事業年

度において租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項又は第六十八条の九一第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の七第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同法第十項に規定する所得地方方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九一第四項に規定する法人税の額及び同法第十項に規定する所得地方方法人税額の合計額を超える額があるときは、政令第九条の六の二に規定するところにより、当該超える金額(同条に規定する金額に限る。)を当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第一項(同項に規定する予定申告法人(次項及び次条において「予定申告法人」という。))に係るものを除く。)、法第五十三条第四項又は前条第一項若しくは第二項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

2 内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九一三の三第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の九の三第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九一三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同法第十項に規定する所得地方方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九一三の三第四項に規定する法人税の額及び同法第十項に規定する所得地方方法人税額の合計額を超える額があるときは、政令第九条の六の三に規定するところにより、当該超える金額(同条に規定する金額に限る。)を当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第一項(予定申告法人に係るものを除く。)、同法第四項又は前条第一項若しくは第二項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第五十三条中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この節において「内国法人」という。)」を「内国法人」に改め、「同項に規定する」を削り、「前条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

第五十五条の二第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「第六十五条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第六十五条第二項」を「第六十五条第四項から第六項まで」に改める。

第五十六条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給

業」の下に「(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。))以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を加える。

第六十八條の二中「法第七十二條の二十八第二項又は」を「これらの規定を法七十二條の二十八第二項及び」に、「においては」を「には」に改める。

第八十三條の二第二項中「第九十條第一項及び第七項」を「以下不動産取得税」に、「本条」を「この条」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第九十條第一項中「においては」を「には」に、「二戸について」を「一戸」に、「について」を「」について」に改め、同項第三号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第九十三條の二第一項」を「次項」に改め、同条第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「本項」を「この項」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 第三項の規定の適用を受けようとする者が第六項の規定により提出する申告書には、当該土地の上にある住宅の取得が第九十三條の二第一項の規定に該当するものであることを明らかにする書類を添付しなければならない。

第九十條第六項を同条第七項とし、同条第五項中「の各号」を削り、「附記して」を「付記して」に改め、同項第一号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「においては」を「には」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第九十三條の二までにおいて同じ。))一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を

超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第九十三條の二第一項の規定に該当する場合に限る。)

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第九十三條の二第一項の規定に該当する場合に限る。)

第九十一條第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に「同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第九十三條の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。))にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、同条第二項中「の各号」を削り、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第九十二條中「によつて」を「により」に、「若しくは第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第三項」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第九十三條第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第九十三條の二第一項中「(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。))」を削る。

第九十四條の表を次のように改める。

第八十三條の二第二項	土地に	土地に対応する第七十七條第十一項に規定する仮換地等(第九十條において「仮換地等」という。)に
第九十條第一項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第九十條第一項第一号	の上	に対応する仮換地等の上
第九十條第二項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等

第九十条第二項第一号	の上	に対応する仮換地等の上
第九十条第三項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第九十条第三項第一号	の上	に対応する仮換地等の上
第九十条第四項及び第五項	土地に	土地に対応する仮換地等に

附則第八条の四の二第一項中「並びに法第五十三条第二十四項、第二十五項及び第二十六項（同条第二十八項）を」、「第五十二条の二及び第五十三条並びに法第五十三条第二十七項及び第二十八項（同条第三十項）に」、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「」において「を」の規定により」に改め、同条第三項中「並びに法第五十三条第二十四項、第二十五項及び第二十七項（同条第二十八項）を」、「第五十二条の二及び第五十三条並びに法第五十三条第二十七項及び第二十九項（同条第三十項）に」、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「」において「を」の規定により」に改める。

附則第九条の二の二第二項から第八項までの規定中「第十二項」を「第十三項」に改める。
附則第九条の二の三中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第九条の二の五第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項第一号」を「同項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「同号」を「第九十条第一項第一号」に、「土地の取得の日」を「同日」に改め、「第九十一条第一項中「二年」の下に「以内、同条第二項第一号」を加え、「当該取得の日」を「同日」に、「四年」とする」を「四年」以内、前条第二項第一号」とする」に改める。

附則第十二条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「若しくは

は第四項」を「、第四項若しくは第六項」に改める。

附則第十三条第一項中「附則第三条の二の十八」を「附則第三条の二の十九」に改め、同条第二項中「、「当該土地」とあるのは「当該施設」を、「、当該土地」とあるのは「、当該施設」に、「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第九十三条の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「若しくは第二項第一号」を「、第二項第一号若しくは第三項」に改め、同条第三項中「一戸について」を「一戸」に、「ものについて」を「もの」に改め、同条第四項中「第八十三条の二第一項に規定する」を削り、「規定するものを」を「規定するもの（以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修工事」という。）を」に、「改修工事」を「住宅性能向上改修工事」に改め、「この項」の下に「及び第六項」を加え、同条第五項中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第九十三条の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「当該土地」を「土地」に、「当該改修工事対象住宅」を「改修工事対象住宅」に、「若しくは第二項第一号」を「、第二項第一号若しくは第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事

対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で政令附則第九条の四に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の

平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

7 第九十一条から第九十三条までの規定（第九十一条第二項第二号並びに第九十三条第二項第四号及び第五号の規定を除く。）は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

この場合において、第九十一条第一項中「土地の取得に対して」とあるのは「附則第十三条第四項に規定する宅地建物取引業者による同条第六項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この条及び第九十三条において「改修工事対象住宅用地」という。）の取得に対して」と、「土地の取得者」とあるのは「宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第九十三条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅用地に」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同条第三項中「前条」とあるのは「附則第十三条第六項」と、第九十二条中「第九十条第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項」とあるのは「附則第十三条第六項」と、第九十三条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第九十条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十三条第六項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と読み替えるものとする。

附則第十三条の二第一項中「によつて」を「により」に改め、「」をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「及び第二項」を「から第三項まで及び前条第六項」に改め、「不動

産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「前項に規定する」を削り、「（当該価格のうち）」を「のうち」に、「額」を「額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）第五十二条の二第一項の規定は、同項に規定する内国法人に係る所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）以下この項及び次項において「新租税特別措置法」という。）第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十六条

の七第四項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額に係る改正後の条例第五十二条の二第一項に規定する控除対象所得税額等相当額又は新租税特別措置法第六十八条の九十一第四項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額に係る改正後の条例第五十二条の二第一項に規定する個別控除対象所得税額等相当額に係る同項の規定により法人税割額から控除すべき金額について適用する。

3 改正後の条例第五十二条の二第二項の規定は、同項に規定する内国法人に係る新租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十六条の九の三第四項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融関係法人部分課税対象金額に係る改正後の条例第五十二条の二第二項に規定する控除対象所得税額等相当額又は新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融関係法人部分課税対象金額に係る改正後の条例第五十二条の二第二項に規定する個別控除対象所得税額等相当額に係る同項の規定により法人税割額から控除すべき金額について適用する。

（事業税に関する経過措置）

4 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

5 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(不動産取得税減免条例の一部改正)

6 不動産取得税減免条例(昭和三十年十二月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十七号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第七十三条の二第九項」を「第七十三条の二第十項」に改める。

第十八条第二項第一号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二条の四第六項第四号」を「第四十二条の四第八項第六号」に、「第六十八條の九第六項第四号」を「第六十八條の九第八項第五号」に改める。

附則第五項中「平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十一年三月三十一日まで」に、「平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十二年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

規

則

青森県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県条例施行規則の一部を改正する規則

青森県条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭